平成２６年（フ）第２４４号
宮崎市東大淀２丁目２番41号　宮住第２ビル505号
債務者　山下　辰郎
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６号
沖縄県石垣市字大川161番地　宮良貸家
債務者　佐久田カズ子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２６年（フ）第１１０号
茨城県牛久市南４丁目６番地15
債務者　石井　克敏
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
茨城県龍ケ崎市城ノ内３丁目６番地11
債務者　本橋　有希
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
茨城県稲敷市江戸崎甲2843番地２
債務者　松本　辰雄
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
長野県北安曇郡池田町大字池田4107番地７
債務者　矢口　達夫
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１８２号
長野県安曇野市堀金三田1781番地、住民票上の住所長野県安曇野市穂高有明2105番地748
債務者　髙春　睦美
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第５７号
兵庫県明石市二見町西二見2001番地の18　土山駅前スカイハイツＤ―808号
債務者　ナバロジュリーこと　ＮＡＶＡＲＲＯ　ＪＵＬＩＥ　ＬＯＮＧＮＯ
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
北九州市小倉南区下石田１丁目５番２―205号
債務者　番匠　晴美
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第７５号
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代3187番地、前住所宮崎県日向市大字富高806番地６
債務者　小野　政宏
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第７６号
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1492番地
債務者　寺崎　明美
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第８９号
宮城県大崎市田尻沼部字十文字88番地
債務者　平澤　一明
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
石川県小松市符津町う60番地　アクア・ルーチェ７号、従前の住所石川県小松市矢崎町ハ59番地　レオパレス矢崎113
債務者　69ブリッジヘンプマンこと　石川　拓也
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３３７号
兵庫県尼崎市道意町４―40―７―202、住民票上の住所兵庫県伊丹市昆陽南４丁目４番６―303号
債務者　兼益　由衣
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４２９号
兵庫県尼崎市潮江１丁目６番１―1001号
債務者　佐川美由紀
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４９１号
兵庫県西宮市上ケ原四番町３番15―405号
債務者　住　多津子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２号
和歌山県日高郡由良町大字江ノ駒47番地の２
債務者　竹中　京子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで　和歌山地方裁判所御坊支部